

○大野城太宰府環境施設組合管理施設整備基金条例

平成14年3月29日
条例第3号

(設置)

第1条 組合は、組合が管理する施設の整備(解体を含む。)を円滑に進めるため、大野城太宰府環境施設組合管理施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、組合が管理する施設の整備(解体を含む。)を行うときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。